宣誓書

１　誓約事項

1. 民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する養子縁組あっせん事業の許可基準を満たすこと
2. 法第８条に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
3. 以下のいずれにも該当しないこと

・役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人

・役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人

・暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）

・暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

　※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

　・　暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資または融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人

* 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額

の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を

締結している法人

２　同意事項

1. 1を確認するために、官公署に対して情報の提供を求めること
2. ①のために必要な役員の情報（様式第9号）を提供すること

　　　　　　年　　　月　　　日

熊本市長（宛）

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

法人名称

代表者氏名

(参考)民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

　　（許可の基準等）

　第七条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、

　同項の許可をしなければならない。

　一　養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。

二　養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

三　申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

四　養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五　営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

六　脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。

七　個人情報を適切に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

八　前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2　　（略）

　（許可の欠格事由）

　第八条　都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し

　　　ては、第六条第一項の許可をしてはならない。

　　一　心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

　　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

　　四　この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

　　五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

　　六　第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

　　七　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

　　八　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの